金ケ崎町農業委員会議事録

令和3年3月22日午後1時30分から令和3年第3回金ケ崎町農業委員会を、金ケ崎町 役場4階大会議室に招集して開催した。

1. 本会議に出席した委員は20名で次のとおりである。

第 1 番委員	岩 野	悦	子	第 11 番委員	小	坂	倫	充
第 2 番委員	髙橋	義	隆	第12番委員	小	野	ま り	子
第 3 番委員	宮 舘		晃	第13番委員	及	Ш	宏	和
第 4 番委員	田口		敏	第14番委員	小	嶋	教	三
第 5 番委員	高橋	重	貴	第15番委員	Щ	路	和	弘
第 6 番委員	名 和	和	弘	第 16 番委員	髙	橋	新	
第 7 番委員	髙橋	正	則	第17番委員	佐	藤	浩	幸
第8番委員	松本	:	隆	第 18 番委員	及	Ш	和	芳
第 9 番委員	菊地	重	治	第19番委員	高	橋	旦	志
第10番委員	有 住	寿	哉	第20番委員	菊	地	成	壽

2. 本会議に出席した者は次のとおりである。

 事務局長補佐
 鈴木敏郎

 事務局長補佐
 阿部勝利

 係長
 及川 靖

 主事
 渡辺知美

3. 本会議の提出案件は次のとおりである。

報告第1号 農地の使用貸借に係る合意解約について

報告第2号 農地法第18条第6項の規定による合意解約の通知について

報告第3号 農地の形状変更の報告について

議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請審議について

議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定について

議案第3号 農地法適用外証明願の審査について

議案第4号 金ケ崎町農用地利用集積計画の決定について

議案第5号 贈与税、不動産取得税の納税猶予に関する引き続き農業を行っている等 の証明願の審査について

4. 本会議の書記は次のとおりである。

係長及川靖主事渡辺知美

議 長 只今から令和3年第3回金ケ崎町農業委員会会議を開会いたします。

時間 13時30分

養 只今の出席委員は、20名であります。

定足数に達しておりますので、金ケ崎町農業委員会会議規程第 11 条の規定により会議は成立いたしました。

議 日程第1、議事録署名人及び書記の指名を行います。会議の議事録 署名人及び書記は、会議規程第14条の規定により、議長において指 名したいと思いますが、ご異議ございませんか。

養 異議なしと認め、議事録署名人には 15 番山路和弘委員、16 番髙橋 新一委員を、書記には事務局を指名いたします。

議 日程第 2、会期の決定についてお諮りします。本会議の会期は、本 日午後半日間としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

-----異議なしの声あり-----

議 長 異議なしと認め、会期は本日午後半日間と決定しました。

議 長 日程第 3、諸般の報告に入ります。事務局長、報告を求めます。

事務局 長【別添報告書に基づいて事務局長朗読説明】

養 報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

第 7 番 委 員 7番 髙橋です。2月の農政審議会で、町農業振興地域整備計画の変更について話し合われたようですが、農業委員会に関係がある部分があれば、教えていただければと思います。

事 務 局 長 この計画変更は、今後、岩手県と協議を行うものですが、農業委員 会へも担当の農林課から協議を依頼する予定ですので、その際にきちんとご説明させていただきます。

議 長 ほか、質疑ございませんか。

――なしの声あり――

議 長 質疑が無いようですので、諸般の報告を終わります。

議 長 お諮りいたします。

職員の人事について町長から協議がありましたので、これを日程に追加し、議案第6号 農業委員会事務局職員の人事についてを追加日程第1として、ただちに議題としたいと思います。ご異議ございませんか。

――なしの声あり――

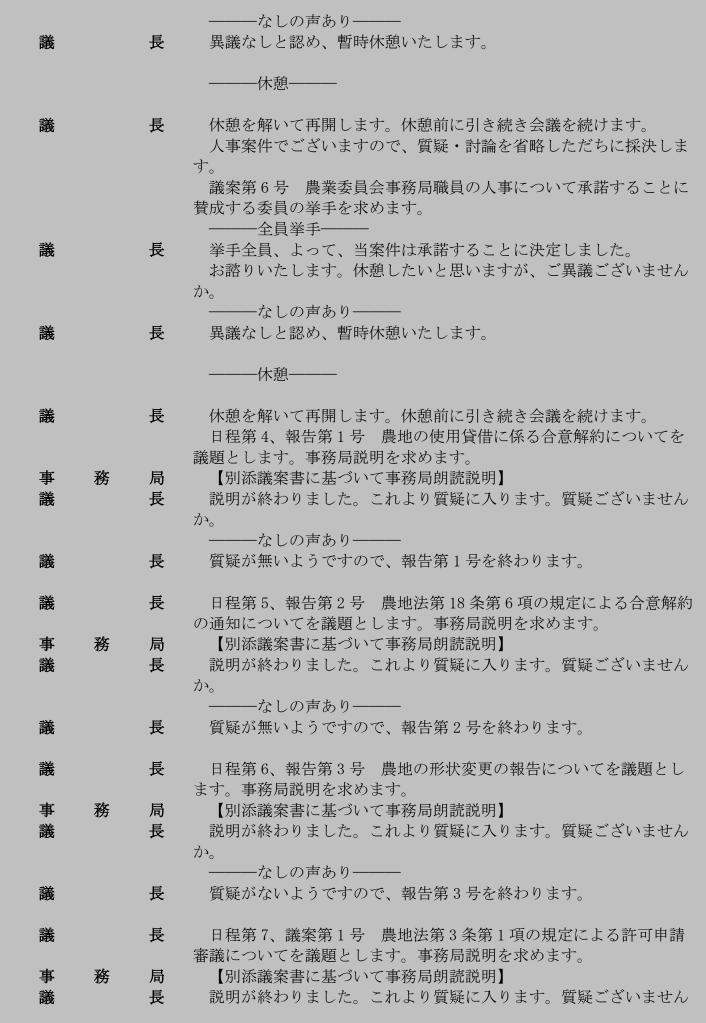
長 異議なしと認め、追加日程第1、議案第6号を最初の議題とすることに決定しました。ただちに議案の配布をいたします。

追加日程第1、議案第6号 農業委員会事務局職員の人事について を議題とします。事務局長説明を求めます。

事 務 局 長 【別添報告書に基づいて事務局長朗読説明】

議 長 説明が終わりました。

お諮りいたします。休憩したいと思いますが、ご異議ございませんか。



か。

――なしの声あり――

議 長 質疑なしと認めます。討論に入ります。討論ございませんか。

――なしの声あり――

議 長 討論なしと認めます。質疑・討論を打ち切り、採決いたします。

議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請審議について、許可に賛成する委員の挙手を求めます。

——全員挙手——

た。

長

議

長 日程第8、議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請 に対する意見についてを議題とします。事務局説明を求めます。

事務局 【別添議案書に基づいて事務局朗読説明】

議 長 説明が終わりました。つづいて、現地調査の報告を求めます。

番号1番の案件について、2番髙橋義隆委員より報告願います。

第 2 番 委 員 2番 髙橋です。番号1番の案件について、現地調査の報告をいた します。3月16日午後に、南方地区の佐藤浩幸委員、山路和弘委員、 事務局の及川係長と現地確認に行ってきました。

譲受人で不動産業を営む さんが宅地分譲地7区画を造成するため、農地所有者の さんから田を売買により取得し、転用しようとするものです。

農地転用の許可基準である立地基準についてですが、申請地は都市 計画の用途指定地域に指定されており、農地転用の制限を特に受ける 場所ではありません。

一般基準についてですが、事業費については、全額自己資金により 実施することを確認しております。現地は、東側は田、西側は田と宅 地、北側は水路、南側は道路と隣接しておりますが、農地と接する箇 所はL字擁壁を設置し、水路と接する箇所は可変側溝を設置する計画 となっており、周辺農地及び用水路への影響は発生しないものと考え られます。

以上のとおり許可基準を満たしていることから、農地転用は許可相当であると判断いたしました。以上で、現地報告を終わります。

ご苦労さまでした。これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

―――なしの声あり―――

議 長 質疑なしと認めます。討論に入ります。討論ございませんか。

――なしの声あり――

議 長 討論無しと認めます。質疑・討論を打ち切り、採決いたします。

議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意 見について、許可相当の意見を付すことに賛成する委員の挙手を求め ます。

——全員举手——

長 挙手全員であります。よって、当案件は許可相当の意見を付して県

に進達することに決定しました。

議 日程第9、議案第3号 農地法適用外証明願の審査についてを議題

とします。事務局説明を求めます。

【別添議案書に基づいて事務局朗読説明】 事 務 局 説明が終わりました。つづいて、現地調査の報告を求めます。 議 長 番号1番の案件について、10番有住寿哉委員より報告願います。 第10番委員 10番 有住です。番号1番の案件について、現地調査の報告をいた します。3月16日午前に、街地区の田口敏委員、三ケ尻地区の及川宏 和委員、事務局の及川係長と現地確認に行ってきました。 申請地は、はこれが、現況は宅内通用路及び住 宅敷地、駐車場として使用されているものです。 申請に至った経緯ですが、昭和55年に自宅を増築した当時から現 況のとおり使用しており、申請地5筆のうち3筆は、昭和57年に町 から公衆用道路及び用悪水路を払下げし取得しておりますが、その際 に地目が田として登記されていたものです。 今回、住宅の建て替えを検討し調査していたところ、所有の田を地 目変更せずに農地以外として使用していることが判明し、農地法適用 外証明願の手続きが出されました。 現地を確認したところ、申請通り、長年にわたり宅内通用路及び住 宅敷地、駐車場として使用されている状況で、農地に復元することは 困難であると認められます。 なお、申請人からは今回の申請に至った経緯と今後は農地法の定め により手続きをすることを記載した顛末書が提出されています。 以上のことから、農地法の適用を受けない土地であることの証明 は、相当であると判断いたしました。以上で、現地報告を終わりま ご苦労さまでした。これより質疑に入ります。質疑ございません 議 長 か。 一なしの声あり一 質疑なしと認めます。討論に入ります。討論ございませんか。 議 長 ----なしの声あり----長 討論無しと認めます。質疑・討論を打ち切り、採決いたします。 議 議案第3号 農地法適用外証明願の審査について、賛成する委員の 挙手を求めます。 ———全員举手-挙手全員であります。よって、本案は証明することに決定しました。 議 長 日程第10、議案第4号 金ケ崎町農用地利用集積計画の決定につい 長 議 てを議題とします。事務局、説明を求めます。 事 務 【別添議案書に基づいて事務局朗読説明】 局 議 長 説明が終わりました。 ここで、利用権設定番号 45 番の案件について、10 番有住寿哉委員

が、農業委員会等に関する法律第31条に該当しておりますので退席 を命じます。

これより、利用権設定番号45番の案件について質疑に入ります。 質疑ございませんか。

―――なしの声あり-

質疑なしと認めます。討論に入ります。討論ございませんか。 議 長

――なしの声あり――

長 討論なしと認めます。質疑・討論を打ち切り、採決いたします。 議 利用権設定番号45番の案件について、原案のとおり決定すること に賛成する委員の挙手を求めます。

議 長 挙手全員、よって、本案は原案のとおり決定しました。

10番 有住寿哉委員の入席を許します。

10番 有住寿哉委員、案件については、原案のとおり決定しました。

続いて、利用権設定番号 46 番の案件について、17 番佐藤浩幸委員 が農業委員会等に関する法律第 31 条に該当しておりますので退席を 命じます。

これより、利用権設定番号 46 番の案件について質疑に入ります。 質疑ございませんか。

――なしの声あり――

養 質疑なしと認めます。討論に入ります。討論ございませんか。

――なしの声あり――

養 ・ 計論なしと認めます。質疑・計論を打ち切り、採決いたします。 利用権設定番号 46 番の案件について、原案のとおり決定すること に賛成する委員の挙手を求めます。

——全員举手——

議 長 挙手全員、よって、本案は原案のとおり決定しました。

17番 佐藤浩幸委員の入席を許します。

17番 佐藤浩幸委員、案件については、原案のとおり決定しました。

続いて、利用権設定番号 47 番及び 48 番の案件について、5 番高橋 重貴委員が農業委員会等に関する法律第 31 条に該当しておりますの で退席を命じます。

これより、利用権設定番号 47 番及び 48 番の案件について質疑に入ります。質疑ございませんか。

――なしの声あり――

議 長 質疑なしと認めます。討論に入ります。討論ございませんか。

――なしの声あり――

議 長 討論なしと認めます。質疑・討論を打ち切り、採決いたします。 利用権設定番号 47 番及び 48 番の案件について、原案のとおり決定 することに賛成する委員の挙手を求めます。

——全員举手——

議 長 挙手全員、よって、本案は原案のとおり決定しました。

5番 高橋重貴委員の入席を許します。

5番 高橋重貴委員、案件については、原案のとおり決定しました。

養 それでは、議案第4号のそのほかの案件について質疑に入ります。 質疑ございませんか。

第 1 9 番 委 員 19 番 高橋です。備考欄の一括方式、賃貸借、使用貸借について再 度説明をお願いします。

事 務 局 利用権設定は、新規の賃貸借、新規の使用貸借、再設定の賃貸借、 再設定の使用貸借の順番で載せています。賃貸借は賃借料のある貸 借、使用貸借は賃借料のない貸借のことです。

> また、農地中間管理事業の貸借については、従来は、出し手から岩 手県農業公社への貸付は利用集積計画、岩手県農業公社から受け手へ の貸付は配分計画として、それぞれの議案に載せておりました。しか

し、それでは手続きに時間を要するため、昨年秋ごろの制度改正により、併せて利用集積計画で審議できるようになりました。それが一括 方式です。

議 長 ほか、質疑ございませんか。

――なしの声あり―――

養 質疑なしと認めます。討論に入ります。討論ございませんか。

――なしの声あり――

養 討論なしと認めます。質疑・討論を打ち切り、採決いたします。

議案第4号 金ケ崎町農用地利用集積計画の決定について、原案の とおり決定することに賛成する委員の挙手を求めます。

——全員举手——

議 日程第11、議案第5号 贈与税、不動産取得税の納税猶予に関する 引き続き農業を行っている等の証明願の審査についてを議題としま す。事務局説明を求めます。

事 務 局 【別添議案書に基づいて事務局朗読説明】

養 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ございません

----なしの声あり----

議 長 質疑無しと認めます。討論に入ります。討論ございませんか。

――なしの声あり――

養 討論無しと認めます。質疑・討論を打ち切り、採決いたします。

議案第5号 贈与税、不動産取得税の納税猶予に関する引き続き農業を行っている等の証明願の審査について、証明することに賛成する 委員の挙手を求めます。

———全員举手———

養 挙手全員であります。よって、本案は証明することに決定しまし

た。

議 長 これで、本日の日程は全部終了いたしました。

令和3年第3回金ケ崎町農業委員会会議を閉会します。ご苦労さまでした。

時間 14時25分